

国保標準仕様書【第1.4版】（案）
に関する意見照会について

令和7年2月3日

1. 標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後も制度改正や残課題事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、令和6年8月31日に国保標準仕様書【第1.3版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」ことが示されており、国民健康保険業務においては、令和7年度までに、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムへの移行が必要な状況。
- 他方、国保標準仕様書では、来年度以降の制度改正事項の反映や、基本方針の改定やデータ要件の見直しへの対応が必要であることから、引き続き国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、今般、国保標準仕様書【第1.4版】（案）をとりまとめたところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 (都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成)	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。	
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 令和7年1月に合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.4版】（案）を作成している。

<国保標準仕様書【第1.4版】（案）作成のプロセス>

① 制度改正による仕様書の改訂方針や基本方針の改版に伴う対応について、**令和7年1月15日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、**国保標準仕様書【第1.4版】（案）を作成。**



③②で作成した国保標準仕様書【第1.4版】（案）について、**令和7年1月24日の検討会において、改定方針及び改版した国保標準仕様書【第1.4版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。**

国保標準仕様書【第1.4版】（案）に反映した内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.4版】（案）への反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、「別添①_第3回国民健康保険システム標準化検討会（令和6年度改訂）資料」参照。

3. 国保標準仕様書【第1.4版】（案）への反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.4版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。
 詳細は、国保標準仕様書【第1.4版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。
 なお、本意見照会時点において未反映の事項はないものの、現在検討が進められている制度改正については、具体的な内容が示され次第検討を行うこととする。

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	制度改正	eLTAX活用に係る対応について	eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。 国民健康保険料についても、eLTAXを活用した収納の対応が必要となることから、国保標準仕様書への機能の取り込みを行った。
2		子ども・子育て支援金対応について	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）の成立により、新たに 子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされたため、国保標準仕様書への取り込みを行った。
3	その他	実装必須機能（経過措置対象）について	国保においては【第1.1版】の公開後、大型の制度改正が示されており、全ての実装必須機能を標準化期限の令和7年度末までに実装することが困難な状況であることを踏まえ、一部の実装必須機能について、 時限を設けた標準オプション機能（以下「実装必須機能（経過措置対象）」という。）として扱う方針とし、経過措置対象機能を標準仕様書に反映した。 ※ 詳細は「4. 実装必須機能（経過措置対象）について」参照。
4		支給決定通知書医療機関名称出力対応	高額療養費の支給簡素化が進んだことにより、被保険者が支給申請書で自身の受診実態を把握することなく高額療養費が支給されることが増えていることにより、高額療養費の支給決定通知書に「診療年月」及び「医療機関名称」を出力する必要性が高まっていると考えられる。 事務局において対応方針を検討した結果、 医療機関ごとの診療情報を示した高額療養費支給決定通知書を出力する機能及び帳票要件を標準オプション機能として追加した。 【機能要件】機能ID：0242828、0242829 【帳票】 給付30：国民健康保険高額療養費支給決定通知書
5		印字不可の宛名郵便番号対応	滞納管理の帳票において、宛名郵便番号が印字できない場合があることが判明したため、事務局において対応方針を検討し、執行機関の名称・宛名所在地等は基本データリストにおいて任意項目とされていることから、 「郵便番号」「住所」「氏名」については、標準オプション項目に変更した。 【印字できないパターン】 パターン①：権利者用の帳票は氏名と住所のみの入力であるため パターン②：執行機関向けの帳票は画面で宛名情報を入力できないため パターン③：利害関係人向けの帳票であるが、利害関係人の宛名郵便番号を保持していないため パターン④：宛先が個人向けではなく、宛名郵便番号を保持していないため

3.国保標準仕様書【第1.4版】（案）への反映内容について

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
6	その他	税務標準仕様書の改版箇所の横並び見直し	令和6年8月末に公開された税務標準仕様書【第4.0版】の改版箇所を確認し、国保標準仕様書へ反映すべき要件があるか確認した結果、以下の反映を行った。 ① 財務会計システムへの連携機能を実装必須から標準オプション機能へ変更。 ② 「執行停止」の文言を、地方税法第15条の7のとおり「滞納処分の停止」へ修正。
7		不支給決定通知書の項目の実装類型変更	不支給決定通知書の内訳項目の実装類型が、支給決定通知書の実装類型と異なるのご意見をいただき、 不支給決定通知書の内訳項目の実装類型を支給決定通知書にあわせて標準オプション項目に変更した。

4.実装必須機能（経過措置対象）について

(1) 検討の経緯

国保においては、令和7年度末の標準化期限までに準拠する必要がある【第1.1版】の公開後、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応（令和6年12月2日施行）、子ども・子育て支援金対応（令和8年度施行予定）等、大型の制度改正が示されており、ベンダ各社においては標準仕様書への準拠対応に加えて、これら制度改正に係るシステム改修についても優先的に対応を行う必要が生じている。こうした状況により、国保標準仕様書に示している全ての実装必須機能を標準化期限の令和7年度末までに実装することが困難な状況であることから、国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした実装必須機能については、実装必須機能（経過措置対象）として扱う方針を令和6年度第1回検討会（令和6年8月22日開催）にて決定した。

その後、令和6年12月24日に地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定版が公開され、現行システムから標準仕様書に準拠したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けると規定されたことも踏まえ、経過措置の対象機能を検討し、第3回検討会（令和7年1月24日開催）にて対象機能（案）を決定した。

(2) 実装必須機能（経過措置対象）の判定基準

基本方針の趣旨も踏まえ、標準仕様書に示す機能要件のとおり国保システムに実装されていない場合でも、システム外での対応や現行機能の継続利用等による代替運用が可能であり、市区町村の事務に支障がないと考えられる機能については経過措置対象とする方針とし、以下の判定基準を設定した上で対象機能（案）を決定した。

<実装必須機能（経過措置対象）の判定基準>

実装必須機能（経過措置対象）の整理にあたっては、以下の基準を設定した。

- ・代替運用（システム外での対応を含む）が可能であり、市区町村における業務に支障がないこと。
- ・令和7年度末の時点で、すべての国保システムにおいて標準化されていなかった場合であっても支障がないこと。

4.実装必須機能（経過措置対象）について

（3）実装必須機能（経過措置対象）の示し方

経過措置の対象機能と経過措置を行う期限については、以下のとおり、機能・帳票要件に示す。

経過措置対象の機能に対し、経過措置期限及び対象とした理由を記載する。

機能ID	機能要件	実装区分		適合基準日	実装必須機能（経過措置対象）	
		指定都市	一般市区		経過措置期限	対象理由
0240127	帳票等の印刷のため、当該帳票等のデータについてCSV形式のテキストファイルを作成し、出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日	令和10年度末	帳票の業務委託をする場合において帳票データをCSV形式のテキストファイルに出力する機能は業務上必須ではあるが、帳票の印刷はPDF等のデータを用いるケースもあり、令和8年4月1日時点において全ての国保システムにおいて実装されている必要はないため。
0240129	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマーバーコードが出力できること。	◎	◎	令和8年4月1日		

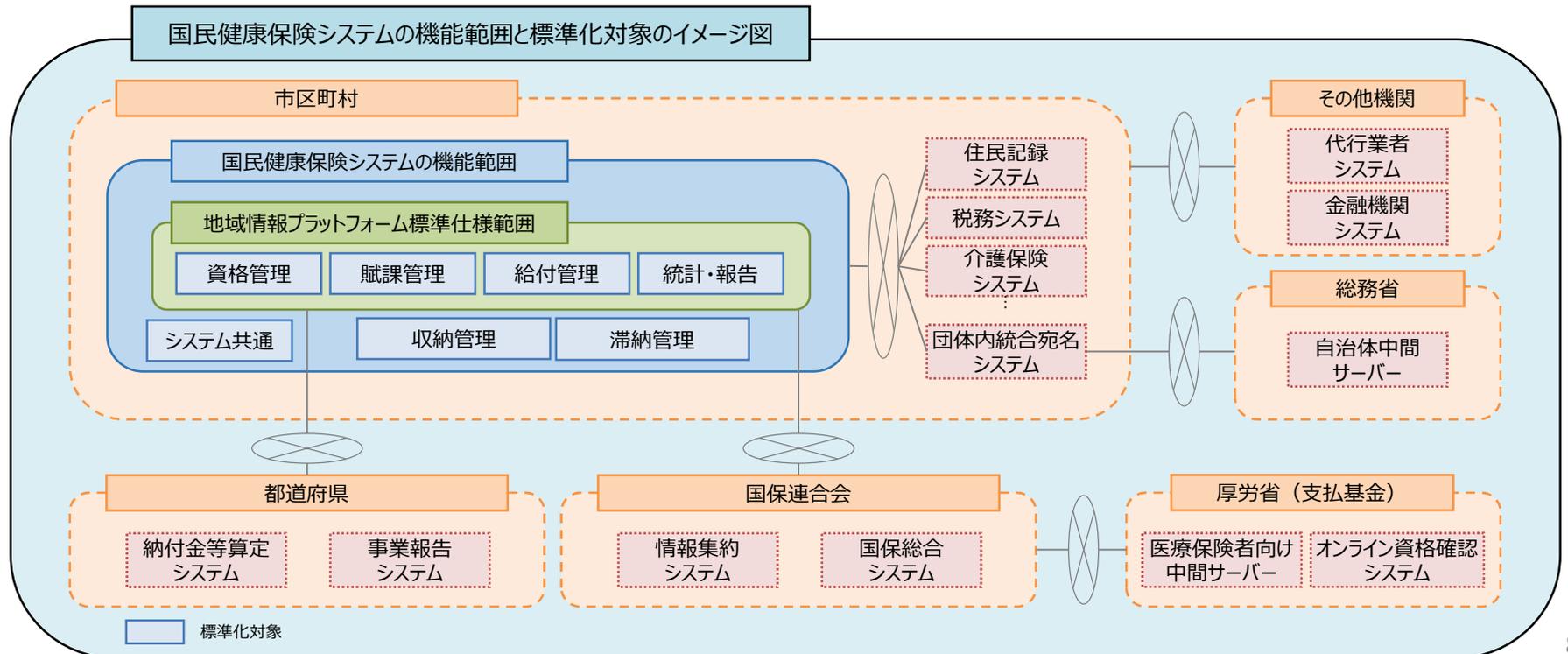
（4）全国意見照会における補足事項

今回の意見照会においては、上記2点の判定基準に該当せず、市区町村において、システム外での対応（Excelを利用した管理等）や準拠前の現行システムが有する機能を利用した対応等の代替運用がないと判断されたものであって、実装必須機能（経過措置対象）となることにより、**事務に真に支障がある機能に対してご意見をいただきたい。**

（ご意見を踏まえ、改めて代替運用の有無や影響について行い、WT及び検討会で検討させていただく。）

5.標準化の対象分野について

- 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。
 - ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
 - ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
 - ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
 - ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。

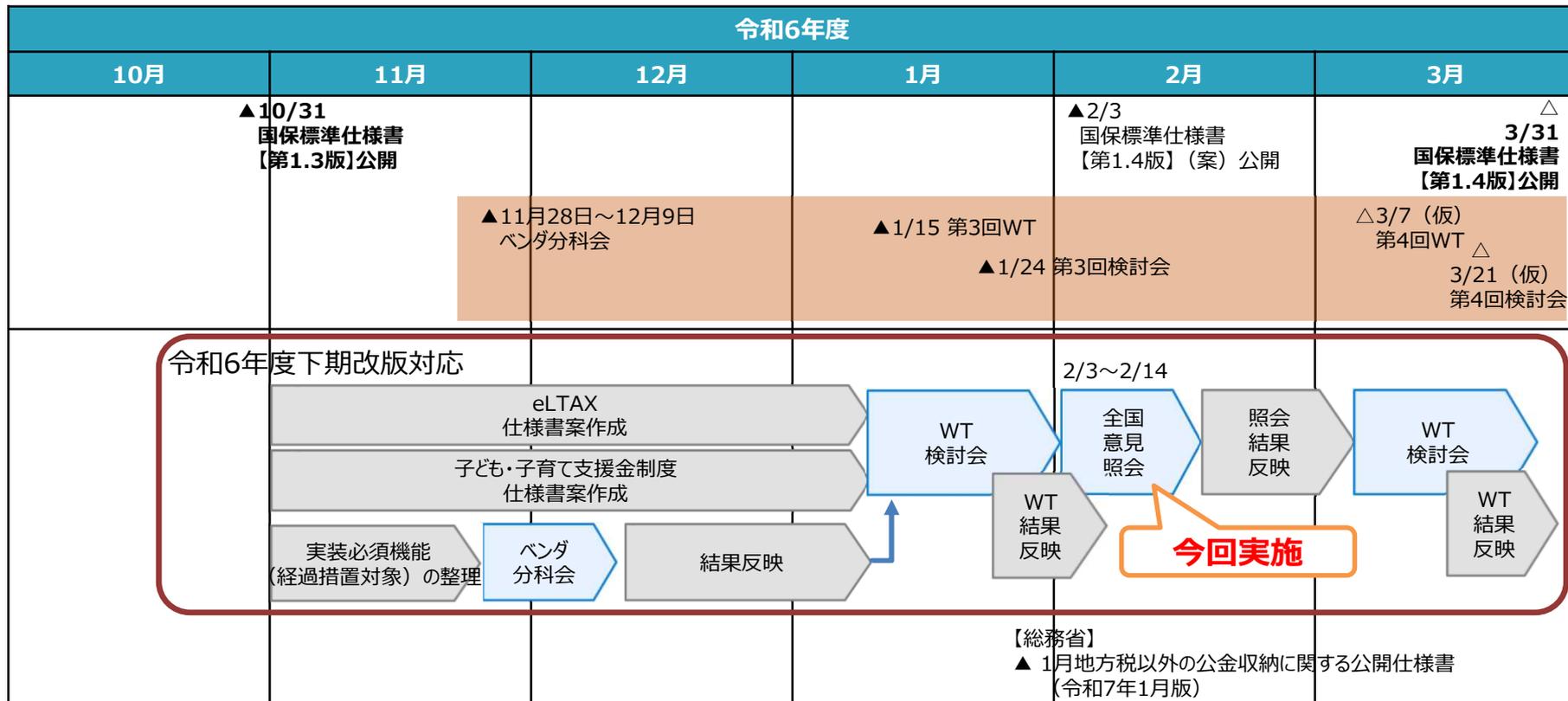


6. 国保標準仕様書【第1.4版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.3版】公開後、引き続き制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.4版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.4版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みを行ったうえで、**令和7年3月末頃に国保標準仕様書【第1.4版】を公開する予定。**
- 国保標準仕様書【第1.4版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。

➡ : 事務局が実施する作業

➡ : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



- なお、基本方針において、「**令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す**」と示されていることから、**国保標準仕様書【第1.4版】で追加・変更された要件への適合基準日は、令和8年4月1日以降とする。**
（制度改正に係る機能要件のみ、令和8年4月1日と制度施行日のどちらか遅い方が適合基準日となる。）

7. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.3版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.4版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.4版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和7年1月24日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第3回検討会の資料「【資料No.2】第3回検討会」にてまとめられています。検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
（別添①_第3回国民健康保険システム標準化検討会（令和6年度改訂）資料）
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でのみ使用することが想定されるもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

7. 今回の意見照会における前提

○ 以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

● 国保標準仕様書【第1.3版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.3版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.3版】からの変更点については、「05_修正事項一覧_【第1.4版】（案）」でお示しておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。

なお、国保標準仕様書【第1.3版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

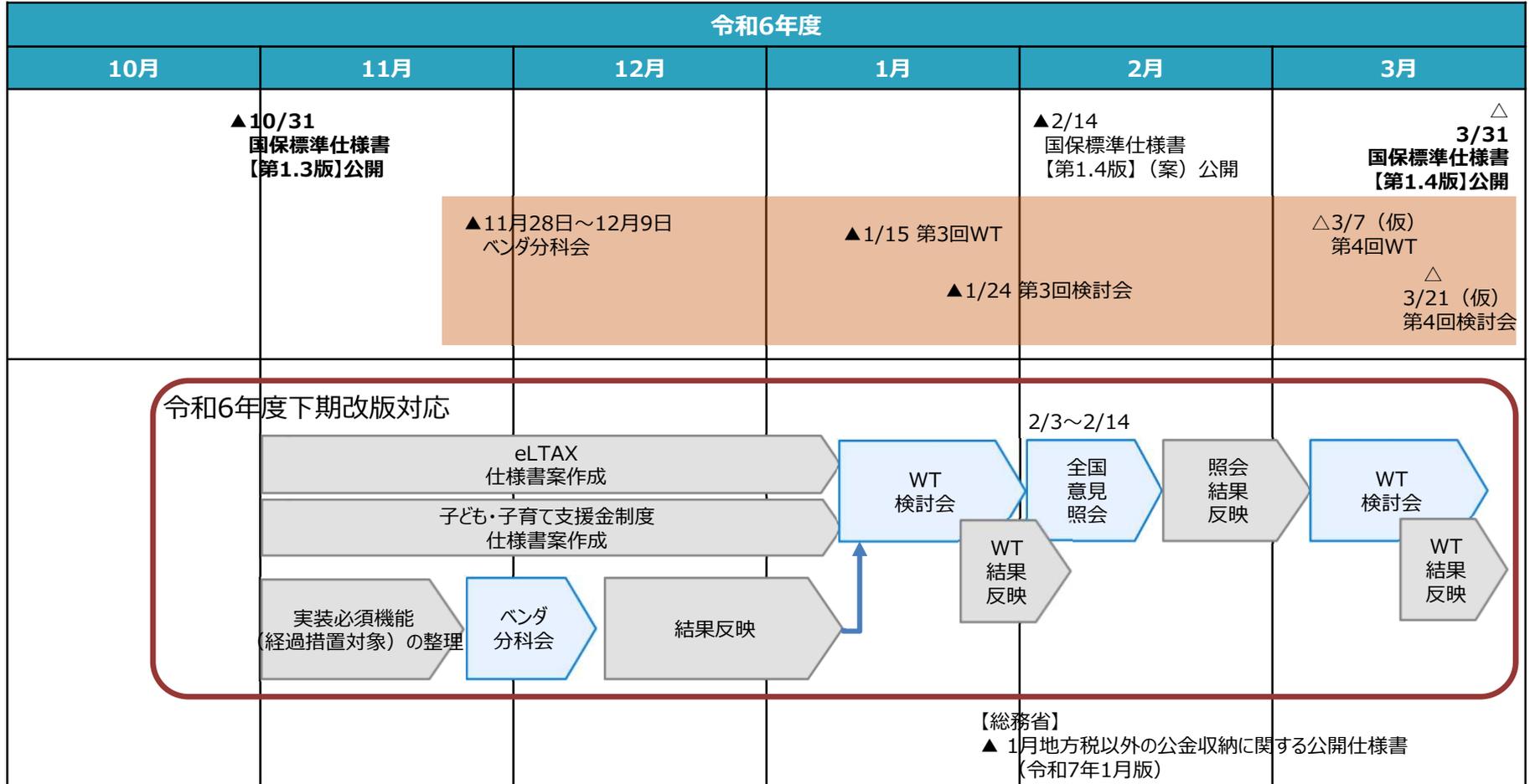
● 実装必須機能（経過措置対象）について

今回の意見照会においては、上記2点の判定基準に該当せず、市区町村において、システム外での対応（Excelを利用した管理等）や準拠前の現行システムが有する機能を利用した対応等の代替運用がないと判断されたものであって、実装必須機能（経過措置対象）となることにより、事務に真に支障がある機能に対してご意見をいただきたい。

（ご意見を踏まえ、改めて代替運用の有無や影響について行い、WT及び検討会で検討させていただく。）

8. 今後の標準仕様書の改版について

○ 今後の改版については、以下のスケジュールを予定している。



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。